

令和3年度埼玉版FEMAシナリオ作成等業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

本業務は、埼玉版FEMAにおけるシナリオの作成、シナリオに基づく図上訓練の実施及びそれらに関連する調査を行うものであり、これを防災・危機管理に関する専門的知見や経験を有する者に委託することで、効率的かつ効果的に業務を実施することを目的とする。

2 契約主体

埼玉県知事

3 契約期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

4 委託料（上限額）

15,140,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 業務内容

本業務は、災害被害・対処事項ごとのシナリオを作成し、そのシナリオに沿って関係機関との図上訓練（検討会方式）を実施する。それらを繰り返して実施し、関係機関との連携強化と、災害対応力の向上を図る。具体的には以下のとおりである。

（1）災害被害・対処事項ごとのシナリオの作成

令和2年度に作成したシナリオを参考に、災害被害・対処事項ごとのシナリオを作成する。具体的には以下のとおり。

【シナリオの種類】

- ・役割分担表
- ・タイムライン
- ・タイムライン詳細版（被害想定と対処事項）

① 災害被害・対処事項の提案

令和3年度に取り扱う災害被害・対処事項は、委託者と受託者で協議して決定する。協議に先立ち、取り扱う災害被害・対処事項の候補を提案すること。候補の設定に当たっては、直近の災害事例や世間的な注目度、被害が生じた際の影響などを踏まえること。

なお、以下の災害被害・対処事項については原則、取り扱う予定である。

- ・風水害における大規模停電時の電源車配備・非常用燃料確保*
- ・風水害における浸水害時の避難・救助*
- ・地震への対応
- ・新型コロナウイルスへの対応

* この災害被害・対処事項については、令和2年度中にシナリオ原案の一部を作成している。

※令和2年度中には以下の災害被害・対処事項のシナリオを作成している。

- ・風水害時における浸水害時の対応（緊急避難場所・高齢者福祉施設）
- ・風水害時における大規模断水時の応急給水

② 調査、情報収集等の実施

必要に応じて関係機関（国・県・市町村、警察、消防、自衛隊、ライフライン事業者等の防災関係者をいう。以下、同じ）への照会やヒアリング、災害実例調査、文献調査、専門家への意見聴取等を行い、シナリオ作成に必要な情報を収集すること。

③ シナリオの作成

収集した情報を基に、シナリオを作成すること。なお、シナリオは図上訓練で使用することに留意して作成すること。

(2) 図上訓練（検討会方式）の運営

作成したシナリオに基づき、関係機関と図上訓練（検討会方式）（以下「訓練」という。）を実施する。受託者は委託者と協議の上、訓練の運営を行うこと。具体的には以下のとおり。

また、訓練の実施回数は最低6回、1回の参加人数が20~30人程度を想定している。なお、実施回数の考え方については以下の点に留意すること。

- ・1つのシナリオについて、1回の訓練で全ての検討部分・参加機関を取り扱い、これを1回と考えることを原則とする。
- ・1つのシナリオについて、検討部分や参加機関を分けるなど、複数回に分けて実施した場合は、まとめて1回と考える。ただし、参加機関の習熟度等を勘案し、複数回に分けて実施することが効果的である場合などはこの限りでない。
- ・あるシナリオについて、災害被害・対処事項は同じだが、対象地域を変えるなどにより、参加機関を変えて実施した場合は、それぞれで1回と考える。

① 訓練準備

訓練実施に先立ち、資料や物品等の準備を行うこと。

- ・シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・出席者名簿、当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成、準備
- ・文房具やプロジェクター等、訓練で使用する物品の準備

② 参加者調整

訓練への参加者に対し、実施連絡や出席者の照会等を、委託者と分担して行うこと。

③ 会場確保

訓練会場は原則、危機管理防災センター内に確保する。ただし、やむをえず危機管理防災センター外に会場を確保する場合、委託者と協議して必要な手続きを行うこと。ただし、会場借上費用は委託者が負担する。

④ 当日運営

訓練前は会場設営や受付対応を行うこと。また、訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。

⑤ 訓練後事務

訓練後に都度、訓練概要や参加者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。また、訓練で出た意見等をシナリオへ反映し、訓練結果報告書とともに参加者へフィードバックすること。

(3) 専門家への意見聴取機会の提供

企画提案時に示した専門家への意見聴取の機会を提供すること。時期や内容は委託者と協議する。なお、意見聴取に当たり謝金等を要する場合には、受託者が負担すること。

(4) シナリオの災害対応工程管理システムでの再現に係る検討、提案及び入力

シナリオの更新・共有等の負担を軽減するため、災害対応工程管理システム（通称、BOSS）でのシナリオ再現・更新・共有作業の方法等について、委託者とともに検討すること。また、委託者とともにBOSSへのシナリオ入力作業を行うこと。

なお、BOSSの導入は委託者が行う。また、BOSSのシステム面についての検討や提案を受託者に求めるものではない。

(5) 打合せの実施、会議等への出席

委託者と受託者で適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでも構わない。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。

(6) 委託事業報告書の作成

委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

6 成果品

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	災害被害・対処事項ごとのシナリオ	電子データ 紙5部
2	委託事業報告書	電子データ 紙5部
3	図上訓練結果（記録写真データ）	電子データ

7 その他注意事項

(1) 提案内容の修正

企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。

(2) 記録写真の権利の帰属

記録用に適宜写真を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真の権利は委託者に帰属するものとする。

8 委託業務実施に当たっての留意点

(1) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者が権利を有する著作物

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

(3) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。